

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	自立支援給付の不正利得の徴収	
根拠法令・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第8条第1項及び第2項	
所 管 課	障害福祉部	障害福祉サービス課 障害支援課
処 分 基 準	<p style="text-align: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </p> <p> 1 偽りその他不正の手段により自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、高額障害福祉サービス等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療を除く。）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費）を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 </p> <p> 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（以下「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特定障害者特別給付費、自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療を除く。）又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。 </p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p style="text-align: center;"> ・聴 聞 ・弁 明 </p>
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	